

中 の 島 会 館 使 用 料 金 表

		大集会室		集会室 A		集会室 B		集会室 C		
		107.65㎡	90人	57.97㎡	54人	49.68㎡	42人	29.81㎡	20人	
		5～10月	11～4月	5～10月	11～4月	5～10月	11～4月	5～10月	11～4月	
午前	使用料	2,300	2,300	1,400	1,400	450	450	450	450	
	9:00	維持管理費	700	700	600	600	400	400	400	400
		暖房料	/	1,100	/	600	/	500	/	500
	12:00	計	3,000	4,100	2,000	2,600	850	1,350	850	1,350
午後	使用料	2,900	2,900	1,700	1,700	600	600	600	600	
	13:00	維持管理費	700	700	600	600	400	400	400	400
		暖房料	/	1,100	/	600	/	500	/	500
	17:00	計	3,600	4,700	2,300	2,900	1,000	1,500	1,000	1,500
夜間	使用料	3,300	3,300	1,900	1,900	700	700	700	700	
	18:00	維持管理費	700	700	600	600	400	400	400	400
		暖房料	/	1,100	/	600	/	500	/	500
	21:00	計	4,000	5,100	2,500	3,100	1,100	1,600	1,100	1,600
全日	使用料	7,400	7,400	4,500	4,500	1,400	1,400	1,400	1,400	
	9:00	維持管理費	2,100	2,100	1,800	1,800	1,200	1,200	1,200	1,200
		暖房料	/	3,300	/	1,800	/	1,500	/	1,500
	21:00	計	9,500	12,800	6,300	8,100	2,600	4,100	2,600	4,100

割増料金 全日料金 ÷ 13(時間) × 1.2 (割増分) = 割増料金(1円未満切捨て)

営利的利用の場合 使用料...1.5倍 維持管理費...2倍

土・日曜日、祝日の貸館時間 9:00～17:00まで(夜間の貸館業務は行わない)

使用料、維持管理費、暖房料については、前日(前日が休日にあたる場合、開庁日)までに納付する。

既納した使用料等は特別な場合を除き返納しない。

営利的利用の場合の維持管理費は2倍とする。(使用料は1.5倍)

使用料等の1時間あたりの割増料金は、全日使用した場合の1時間あたり料金の2割増しとする。

暖房料の徴収期間は、原則として11月から4月までとする。

使用者が建物・付属物・備品類をき損滅失した時は、特別な場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

* * * * *

中の島会館運営委員会 (中の島まちづくりセンター内) TEL. 821-5841

中の島 1条4丁目9-4 受付時間 月～金(祝祭日は除く) 9:00～17:00

* * * * *